

所得の制限

本人(申請者※1または受給者)及び配偶者等の前年の所得が次の表①の所得制限限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給は停止されます。

所得額＝年間収入額－必要経費(給与所得控除)

－80,000円(社会・生命保険料相当額(一律)控除)－次の表②の諸控除額

※給与所得又は公的年金に係る雑所得がある場合には、その合計から10万円を控除した金額を用います。

① 所得制限限度額の表

	1～6月申請＝前々年所得、7～12月申請＝前年所得 地方税法における県民税に関する非課税所得以外の所得	
扶養親族等の数 (16歳未満の児童も含まれる)	本人 (申請者または受給者)	配偶者及び扶養義務者※2
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人目以降	1人につき380,000円加算	1人につき213,000円加算

■所得制限限度額に加算される額について

扶養親族のなかに次の人がいる場合は、①所得制限限度額に次の額を加算した額が限度額となります。

(1) 本人の場合は、

(ア) 同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき10万円

(イ) 特定扶養親族又は控除対象扶養親族※3(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

② 控除の種類と控除額(地方税法に規定する諸控除を受けている場合)

障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除(※4)は控除の相当額	
肉用牛の売却による事業所得に係る免除を受けた場合の当該免除に係る所得の額	

(※1) 父母がともに監護している場合、所得の高い人が申請者となります。

(※2) 扶養義務者とは、民法第877条第1項(直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある)に定める人です。

(※3) 控除対象扶養親族とは、前年(申請日が1月から6月までの場合は前々年)の12月31日時点で16歳以上19歳未満で一定の要件を満たした人をいいます。

(※4) 令和8年8月支給分以降(請求は令和8年7月以降)の手当について適用